（平成22年3月31日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

１．今回のあっせん等の概要

（１）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　　2 件

厚生年金関係　　2 件

（２）年金記録の訂正を不要と判断したもの　　11 件

国民年金関係　　5 件

厚生年金関係　　6 件

広島厚生年金　事案 1141

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 20 年 12 月 10 日から 21 年１月１日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における資格喪失日に係る記録を 21 年１月１日に訂正し、20 年 12 月の標準報酬月額を 100 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 20 年 12 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと判断せざるを得ない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年　月 日　：　大正 15 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　昭和 20 年 12 月 10 日から 21 年４月１日まで

私は、Ａ社に入社してから中途退職や再就職をしたことがないにもかかわらず、昭和 20 年 12 月 10 日から 21 年４月１日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

昭和 20 年 12 月分及び 21 年１月分の給与明細書は厚生年金保険料控除の記載があり、残りの月については控除の記載が無いものの、事務処理を誤ったものと考えられるので、未加入期間の記録訂正をしてほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、申立事業所において昭和 19 年６月１日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20 年 12 月 10 日に資格を喪失後、21 年４月１日に申立事業所において再度資格を取得しており、20 年 12 月から 21 年３月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立事業所では、申立人は、昭和 19 年１月 13 日に入社後、22 年１月末まで継続して勤務していたと回答しており、申立人が所持している 21 年１月分の給与明細書（厚生年金保険料は翌月控除）により、20 年 12 月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に継続して勤務し、申立期間のうち、20 年 12 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和20年12月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の保険料控除額から、100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和20年12月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2　一方、申立人が所持している昭和 21 年２月分及び同年３月分の給与明細書により、申立期間のうち、同年１月及び２月の保険料は控除されていないことが確認でき、給与明細書が無い 21 年３月の保険料については、前の２か月の保険料が控除されていないことを踏まえると、控除されていないと考えるのが自然である。

また、申立事業所では、申立期間当時の関係資料は保管していないため保険料控除等について確認できず、申立人が記憶している同僚から、保険料の控除について具体的な供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和21年１月から同年３月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金　事案1145

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社（現在は、Ｂ社）Ｃ支店における資格喪失日に係る記録を昭和38年４月１日に、同社Ｄ出張所における資格取得日に係る記録を39年９月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、38年３月を１万4,000円、39年９月を２万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、同社Ｅ支店＜事業所整理記号：＊Ｉ＞における資格取得日に係る記録を昭和38年４月１日に、資格喪失日に係る記録を同年７月１日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、１万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年　月 日　：　昭和12年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　①　昭和38年３月30日から同年７月１日まで

②　昭和39年９月16日から同年10月31日まで

私は、昭和36年10月にＡ社に入社し、平成10年３月31日まで同社に継続して勤務していた。最近、勤務月数と加入記録が違うことに気が付き調べたところ、Ｃ支店からＥ支店に異動した際の加入記録と、Ｅ支店からＦ支店管轄内のＤ出張所に異動した際の加入記録が無いことが分かった。いずれの事業所も同じ会社内の組織なので調査してほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立ての事業所の人事台帳（辞令）、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、申立人が昭和36年10月１日から平成10年３月31日まで、申立ての事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

２　申立期間①のうち、昭和38年３月30日から同年４月１日までの期間につ

いては、申立ての事業所の保管する人事台帳（辞令）により、申立人がＡ社Ｃ支店に勤務し（昭和 38 年４月１日にＡ社Ｃ支店から同社Ｅ支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の同社Ｃ支店における昭和 38 年２月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、１万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料の納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これをうかがわせる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

３　申立期間①のうち、昭和 38 年４月１日から同年７月１日までの期間については、前記のとおり、申立人は、同年４月１日にＡ社Ｃ支店から同社Ｅ支店に異動したことが確認できるところ、オンライン記録では、申立人の同社Ｅ支店＜事業所整理記号：＊Ⅱ＞における被保険者資格の取得日は、38 年７月１日となっている。このことについて、申立ての事業所の本社の人事担当者は、「当時、Ｅ支店の管轄区域内に当社としての適用事業所が複数あり、申立人も申立期間にＥ支店管轄内のいずれかの適用事業所で資格取得をしているはずである。」としている。

そこで、申立期間に係る同社Ｅ支店管轄内の複数の適用事業所の被保険者名簿を精査したところ、昭和 38 年７月１日に厚生年金保険の適用事業所となった同社Ｅ支店＜事業所整理記号：＊Ⅱ＞で、申立人と同様に資格を取得した者が約 500 人確認できる。また、このうち 100 人についてオンライン記録を確認したところ、84 人が同日付けで適用事業所でなくなった同社Ｅ支店＜事業所整理記号：＊Ⅰ＞で資格喪失すると同時に同社Ｅ支店＜＊Ⅱ＞で資格取得していることが確認できる。

これらのことから、同社Ｅ支店＜＊Ⅱ＞が適用事業所になるまでの間に他の支店から同社Ｅ支店管轄内に異動した者については、同社Ｅ支店＜＊Ⅰ＞で資格を取得し、同社Ｅ支店＜＊Ⅱ＞が新規適用事業所となった昭和 38 年７月１日に、Ｅ支店＜＊Ⅰ＞での資格喪失の手続と、Ｅ支店＜＊Ⅱ＞での資格取得の手続を同時に行ったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められ、申立人の同社Ｅ支店＜＊Ⅰ＞における資格取得日は、昭和 38 年４月１日、資格喪失日は 38 年７月１日と認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同社Ｅ支店<＊Ｉ>で４か月の加入記録があり、申立人と同様に同社Ｅ支店<＊Ⅱ>で資格の取得をしている同僚 10 人の同社Ｅ支店<＊Ｉ>での標準報酬月額は、いずれも同社Ｅ支店<＊Ⅱ>の資格取得時の標準報酬月額と同額になっていることから、同社Ｅ支店<＊Ⅱ>における申立人の被保険者名簿の昭和 38 年７月の記録から、１万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に対し資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年４月から同年６月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

４　申立期間②について、申立事業所の人事記録（辞令）では、申立人は昭和 39 年９月 16 日付けでＥ支店からＦ支店Ｇ事務所に異動した記録となっているが、厚生年金保険の被保険者記録では、39 年 10 月 31 日に同じＦ支店管轄内のＤ出張所（昭和 39 年９月６日新規適用）で資格を取得していることが確認できる。このことについて、申立ての事業所の本社の人事担当者は、「当時は、厚生年金保険の資格の取得及び喪失の届出は、営業所、出張所及び事務所（支店の場合もある。）等の各現場で行っていたが、保険料控除等の給与事務処理は各支店で行い、各現場で現金支給していたと思われる。申立人は、申立期間も継続して勤務しており、給与も支給していたと思われる。」としており、同社Ｅ支店当時の事務所の申立人の上司は、「Ｄ出張所はＦ支店管内の出張所であり、支店間での転勤の場合には、厚生年金保険には継続して加入しているはずである。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 39 年９月 16 日に同社Ｆ支店に異動した後の申立期間②においても、継続して事業主により給与から保険料を控除されていたものと認められ、申立人の同社Ｄ出張所における資格取得日は、39 年９月 16 日と認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同社Ｄ出張所における申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和 39 年 10 月の記録から、２万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これをうかがわせる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

広島国民年金　事案 837

第１　委員会の結論

申立人の昭和 47 年１月から 52 年２月までの期間及び昭和 52 年４月から 56 年８月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年　月 日　：　昭和 24 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　①　昭和 47 年１月から 52 年２月まで
　　　　　　　　　②　昭和 52 年４月から 56 年８月まで

昭和 47 年１月から 56 年８月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたのに、52 年３月の分しか納付記録が無い。親から、「国民年金は掛けておきなさい。」、「保険料を払えないなら、代わりに払ってあげる。」、「加入期間が途切れないようにしなさい。」とよく言われており、自分で保険料を払えない時は、親に払ってもらっていた。

保険料を納付していたのは間違いないので、記録の訂正をしてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の手帳記号番号の被保険者資格取得日（任意加入者）から、申立期間①後の昭和 52 年３月以降に払い出されたものと推認でき、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから、申立人は、国民年金の任意加入対象者となり、制度上さかのぼって被保険者となり得ないことから、申立期間①は未加入となり、保険料を納付することはできない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①のうち、昭和 47 年１月の住所地であるＡ町（現在は、Ｂ市）及び同年２月から 52 年２月までの住所地であるＣ市では、当該期間に作成された、申立人に係る国民年金被保険者名簿は無いとしている。

申立期間②については、申立人は、戸籍の附票によると、昭和 52 年３月 22 日から 55 年４月 30 日までＤ町（現在は、Ｃ市）に居住していたことになって

おり、申立人に係る被保険者名簿により、52 年３月 22 日に任意加入者として被保険者資格を取得し、同年４月 19 日に資格喪失していることが確認できることから、同年４月から 55 年４月までの間は未加入であったと推認され、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、D町で保険料を納付した記憶は無く、申立人の母親がC市E支所でD町発行の納付書で保険料を納付したとしているところ、C市の窓口で、申立期間当時は別の市町村であるD町が発行した納付書により保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間②のうち、C市の実家に同居していた期間については、D町からの転居（昭和 55 年５月）に伴い、C市では申立人に係る被保険者名簿を作成したことがうかがえるが、昭和 55 年度の納付記録欄（昭和 55 年５月から 56 年３月まで）には保険料が納付された記録は無く、56 年度以降の納付記録欄は作成されていないことから、当該期間の保険料が納付されたとは考え難い。

加えて、申立期間①及び②について、申立人は、国民年金の加入手続に係る記憶があいまいである上、保険料納付についても、申立人は、ほとんど直接関与しておらず、申立人の保険料納付等を担っていたとする申立人の母親も既に死亡していることから、当時の納付状況等も不明である。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金　事案 838

第１　委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月、62 年２月、同年６月から同年 11 月までの期間、63 年３月、平成元年４月から同年 10 月までの期間、４年３月から５年８月までの期間及び同年９月から６年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 21 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 61 年 10 月
②　昭和 62 年２月
③　昭和 62 年６月から同年 11 月まで
④　昭和 63 年３月
⑤　平成元年４月から同年 10 月まで
⑥　平成４年３月から５年８月まで
⑦　平成５年９月から６年３月まで

私は、申立期間①から④までの国民年金保険料を昭和 61 年４月から平成元年３月までの保険料と一緒に、元年１月か同年２月に解約した生命保険を原資として、同年３月ごろに納付した。また、申立期間⑤については、まとめて支払った記憶があり、申立期間⑥及び⑦については、働いていた時の失業保険を原資にして漏れなく５年９月の再婚後に納付したので、申立期間①から⑦までが未納とされていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①、②、③及び④について、申立人は、Ａ市に住んでいた平成元年３月ごろに前住地を管轄するＢ市Ｃ区役所まで出向いて 20 万円から 30 万円の国民年金保険料を現金でまとめて納付した記憶があるとしているが、同年３月に区役所で納付することが可能である保険料は昭和 63 年度の保険料であり、過年度保険料を納付することができない上、オンライン記録では、同年度分の保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人が平成元年３月ごろにＢ市Ｃ区役所で現金でまとめて納付したとする記憶

は、申立期間①、②、③及び④以外の昭和63年度分の保険料の納付のことと考えるのが自然である。

また、オンライン記録では、昭和61年４月から平成元年３月までの期間のうち、申立期間①、②、③及び④以外の期間について、申立人は、保険料をすべて現年度納付しており、同年３月ごろに、昭和61年４月から平成元年３月までの保険料をまとめて納付したとする供述と矛盾する。

２　申立期間⑤について、申立人は、保険料を現金でまとめてＡ市役所で納付したとする以外に具体的な納付時期について記憶は無く、保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、申立期間①から⑤までの保険料額について、20 万円から30万円としているが、当該期間の保険料額は12万2,000円であり、申立人の供述と大きく異なる。

３　申立期間⑥及び⑦について、申立人は、平成５年９月の再婚後に失業等給付を受給してすぐにその基本手当を原資として国民年金保険料をＡ市役所でまとめて納付したとしているが、申立期間⑥のうち、４年３月から５年３月までの保険料は過年度保険料となり、平成５年度の時点では市役所で納付することはできない。

また、申立人は、申立期間⑥及び⑦の保険料を再婚後にまとめて20万円から30万円を納付したとし、当該期間の保険料額25万1,400円と申立人の供述とは一致するが、前述のとおり、申立期間⑥の大半を占める平成４年３月から５年３月までの13か月分は過年度保険料であり、市役所で納付することができない。

さらに、申立期間⑦について、申立人は、平成５年９月の再婚の際に夫が勤める会社に出向いて健康保険の被扶養配偶者の認定手続を行ったとしているが、当時、夫が勤務していた事業所の健康保険組合は、申立人の被扶養認定は申立期間⑦後の６年４月７日であるとしており、供述と異なる。

４　申立期間①から⑦までを通じて、Ａ市役所が保管する申立人に係る保険料納付記録は未納となっており、このほか申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料をＢ市Ｃ区役所及びＡ市役所で現金で一括して納付したとの主張のほかに申立期間に保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の全期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金　事案 839

第１　委員会の結論

申立人の昭和 53 年１月から 60 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 27 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 53 年１月から 56 年 12 月まで
②　昭和 57 年１月から 60 年 12 月まで

私は、妻が長女を出産した昭和 56 年６月の半年ぐらい前か 55 年 10 月か 11 月ころに国民健康保険及び国民年金の加入手続を町役場で行った。当時は、国民健康保険と国民年金は一つで同じものと思っていたので、国民健康保険と国民年金との区分けの意識はせずに同じものであるという感覚で保険料を一括して３年間さかのぼって納付した。

その後も国民年金保険料を納付したが、国民年金の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①について、昭和 56 年 12 月までは、日本国籍の者であることが国民年金の被保険者要件とされていたため、外国籍の者は国民年金に加入できなかったが、申立人は昭和 60 年 10 月に帰化していることが戸籍により確認できることから、申立人は、申立期間①当時は、制度上、国民年金には加入できない期間である。

また、申立人が町役場において現金で過去３年間分の国民年金保険料を一括納付して国民年金に加入したとする時期は、申立人の供述から昭和 55 年 10 月から 56 年１月ごろと思われるところ、申立期間①について申立人の氏名（旧姓を含む。）で国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、町が保管する申立人の国民年金の電算記録（被保険者連絡票）及び検認報告書（昭和 61 年度第１期分）において、申立人の被保険者資格取得日は 57 年１月１日であることが確認できる。

２　申立期間②については、社会保険事務所（当時）から町へ払い出された申立人の手帳記号番号の払出日は昭和 61 年４月 25 日であり、通常、当該時期以降に被保険者に対し手帳記号番号が払い出されることから、手帳記号番号の払出しの時点で、申立期間②のうち、少なくとも 58 年 12 月以前は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の被保険者資格取得日である昭和 57 年１月１日を含む、昭和 56 年度から 60 年度までの検認報告書を確認したが、手帳記号番号の払出し前であるこの時期に申立人の手帳記号番号は見当たらず、保険料の納付について確認できない。

なお、申立人が所有する国民年金手帳の住所欄の最初の住所は「Ａ町Ｂ２丁目 14 番 17 号」と記載されているほか、町が保管する閉鎖済登録原票記載事項証明書でも、「Ａ町Ｂ２丁目 14 番 17 号（昭和 58 年５月 11 日移転)」と記載されている上、未納期間における申立人の住所地と手帳記号番号が払い出された町は同じであることから、申立期間②において申立人に別の手帳記号番号が払い出されることは考え難い。

３　申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②に保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金　事案 840（事案 480 の再申立て）

第１　委員会の結論

申立人の昭和 40 年４月から 50 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年　月 日　：　昭和 15 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　昭和 40 年４月から 50 年３月まで

昭和 50 年４月１日に市役所の窓口で国民年金の加入手続を行った時に、10 年前までさかのぼって支払えると聞いた。年金救済法は成立しているが、用紙などの準備ができていないので、後日改めて来るように言われたが、何度も行けないので、今支払いたい旨を伝えて、計算してもらい妻が夫婦二人分を支払った。年金手帳に日付が書き入れてあるので、納付済みであることは、それで分かるからとのことだった。その後、52 年５月９日に付加年金の加入手続をするために市役所を訪れた時、申立期間が納付済みとなっていることを確認したのに、未納というのは納得できない。

前回の申立てで認められなかったので、再度、申し立てた。

第３　委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が妻と連番で昭和 52 年５月ごろに払い出されている上、50 年４月から 52 年３月までの過年度保険料を 52 年５月 10 日に納付したことを示す領収証書を所持していることから、その時点で納付可能な 50 年４月から 52 年３月までは、過年度納付したが、申立期間については時効により納付できなかったのではないかと推認されるほか、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情や、ほかに申立期間に国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時、応対した市の複数の職員の名を新たに挙げているが、これらの職員は、国民年金担当課に在籍していたことは確認できるものの、既に死亡しており、当時の状況を確認することはできない上、また、申立人から

提出のあった市から入手したとする保険料の早見表には昭和 52 年度の保険料額が明記されているが、この保険料額は昭和 51 年６月以降に公知されたもので、申立人の国民年金加入手続を行ったとする 50 年４月には昭和 52 年度の保険料額は明記できないことが確認できるなど、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金　事案841

第１　委員会の結論

申立人の昭和62年10月から平成３年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年　月 日　：　昭和42年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　①　昭和62年10月から63年３月まで

②　昭和63年４月から平成３年３月まで

私は、昭和62年10月から平成３年３月までの国民年金保険料納付記録について、社会保険事務所（当時）に照会申出書を提出したところ、昭和62年10月から63年３月までは納付事実が確認できないこと、及び同年４月から平成３年３月までは加入の事実が確認できないことの回答をもらった。

申立期間①については、母が平成元年１月ごろに、Ａ市Ｂ区役所でまとめて納付したと記憶しており、申立期間②については、Ａ信用金庫Ｃ支店の行員に母の勤務先に集金に来てもらい、母が納付しているので、未加入扱いとされていることは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金手帳記号番号払出日は、社会保険事務所の処理した記録から、平成４年７月ごろと推定されることから、この時点で、申立人が20歳に到達した昭和62年＊月＊日にさかのぼって被保険者資格を取得したと考えられ、手帳記号番号の払出しの時点では、申立期間①については時効のため国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間②については学生のため任意加入となり、さかのぼって加入手続はできない。

また、申立人に係る手帳記号番号は、Ｄ社会保険事務所（当時）が払い出した手帳記号番号であること及び申立人が唯一所持する年金手帳の「国民年金の記録（1)」の欄には、「被保険者となった日：昭和62年＊月＊日」、「被保険者でなくなった日：昭和63年４月１日」及び「被保険者となった日：平成３年４月１日」と記載があり、さらに、住所欄にはＥ地Ｄ区の住所が印字されていることから、Ａ市では国民年金の加入手続を行っていないと考えられる。

加えて、Ａ市Ｂ区役所及び同市Ｆ区役所では、当時加入していた被保険者の名簿は残っているが、申立人の名簿は存在しないとしているため、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島厚生年金　事案1142

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和30年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和51年７月

昭和51年ごろに求職活動をし、Ａ社に願書を提出していたが、臨時採用の呼出し（採用通知）が無いため、51年２月からＢ社（申立事業所）へ就職した。ところが、51年７月23日に、Ａ社から臨時雇用員として、明日からＡ社に来るようにと連絡があったので、Ｂ社の社長に事情を説明し退職させてもらった。

ねんきん特別便で申立期間が未加入となっていることを知ったが、私は、Ｂ社で昭和51年７月分の保険料を控除されていたことを証明できる資料を持っており、厚生年金保険に未加入となっているのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人の所持している申立事業所の給与明細書によると、厚生年金保険の被保険者資格を取得した月の昭和51年２月から同年７月までの６か月間、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が申立事業所を離職した日については、雇用保険の加入記録によると、昭和51年７月29日となっており、申立事業所を離職後に勤務したＡ社の臨時雇用員雇用契約書では、契約期間の始期は同年７月24日となっている上、申立人自身も、同日からＡ社の臨時職員として勤務したので、申立事業所に同年７月末日までは勤務していなかったとしている。

また、Ａ社における申立人の被保険者資格の取得日は、昭和51年８月１日となっており、所持しているＡ社の給与明細書により、同年７月は７日間勤務していることが確認できるが、同年７月分の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、昭和51年分の給与所得源泉徴収票（Ａ社作成）によると、申立事

業所における社会保険料控除額は 36,696 円と記載されており、当該金額は、申立期間を除く昭和 51 年２月から同年６月までの厚生年金保険料及び健康保険料と同年２月から同年７月までの雇用保険料の合計額とおおむね一致する。

加えて、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は昭和 51 年７月 29 日であり、同年７月は、申立事業所における厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立事業所において昭和 51 年７月の厚生年金保険料を同年７月分の給与から控除されていることが確認できるが、申立期間について、申立人は当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

広島厚生年金　事案 1143

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年　月 日　：　昭和 28 年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　昭和 59 年 11 月 16 日から 60 年５月 31 日まで

私は、申立期間については、A病院に非常勤職員として勤務していたが、その間の厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかないので、訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立事業所が保管する人事記録により、申立人が申立期間について、申立事業所に非常勤職員として勤務していたことが認められる。

しかし、申立事業所では、昭和 59 年 11 月ごろ、国から非常勤職員を厚生年金保険に加入させるよう指示はあったが、それより前は、本人が希望すれば加入させる取扱いであったとしており、国からの指示に基づく具体的な実施時期については不明としている。

そこで、申立事業所における非常勤職員の厚生年金保険の加入状況を調査したところ、申立人と同日に採用された非常勤職員は厚生年金保険に加入しておらず、昭和 59 年度に採用された非常勤職員 10 人のうち、厚生年金保険に加入しているのは３人（昭和 60 年に入って採用された１人を含む。）のみであったが、60 年度に採用された非常勤職員 19 人については、17 人が厚生年金保険に加入していることが確認できる。このことから、申立事業所における非常勤職員の厚生年金保険の加入については、昭和 60 年に入り採用された非常勤職員からその取扱いが変更されたことがうかがえる。

また、照会に回答のあった非常勤職員３人は、申立人を記憶しておらず、申立期間に係る勤務実態、保険料控除等について具体的な供述は得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間について、健康保険番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金　事案 1144

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 13 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 38 年 10 月 28 日から 39 年６月 16 日まで
　　　　　　　　　　②　昭和 39 年 11 月 30 日から同年 12 月１日まで

私は、昭和 38 年 10 月 28 日から 39 年 11 月 30 日まで、Ａ社Ｂ支店で勤務していた。入社日（昭和 38 年 10 月 28 日）のことを記載した日記を持っており、申立期間①については、確かに勤務していた。また、次の会社には空白期間無く勤めたので、申立期間②についても在籍しており、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①については、申立人が所持している日記の昭和 38 年 10 月 28 日（月曜日）の欄の記述（今日よりＡ社Ｂ支店に入社）及び金銭出納録の記載（給与の支給）等から申立人が申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚で申立人より早く入社していたとする２人の厚生年金保険被保険者記録をみると、１人は申立人が入社したとする日（昭和 38 年 10 月 28 日）の約半月後に資格取得し、残る１人は約４か月半後に資格取得しており、申立人より１、２年早く入社したとする同僚は、申立人が入社したとする月の初日（昭和 38 年 10 月１日）に資格取得していることから、申立事業所では、厚生年金保険の加入について、必ずしも入社と同時に加入させていたわけではなく、従業員により取扱いが異なっていたことがうかがわれる。

２　申立期間②については、申立人は昭和 39 年 11 月後半の日記等を記載しておらず、申立人の退職日を推認できる資料は無い。

また、申立人と同日に被保険者資格を取得している 28 人の被保険者資格

喪失日を調査したところ、23 人が月末又は月中の喪失となっており、かつ、申立人の資格喪失日の前後１年間に資格喪失している者 12 人をみても４人が月末に資格を喪失しており、申立事業所においては、資格喪失の届出については一括して行っておらず、区々となっていることから、申立人の資格喪失日が昭和 39 年 11 月 30 日(月曜日)となっていることを不自然とまではいえない。

　さらに、申立人が資格喪失した時点で被保険者資格を有していた同僚は、申立人のことを記憶しておらず、申立人の退職時期等について供述を得ることができない。

３　申立事業所の更生管財人は、申立期間①及び②当時の資料は保存しておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除については不明としており、照会に回答のあった同僚２人からは、申立人の保険料控除等について具体的な供述は得られない。

　このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金　事案 1146

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 12 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 38 年４月 11 日から 40 年１月ごろまで

②　昭和 49 年５月１日から同年７月１日まで

申立期間①において、社会保険事務所（当時）の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、Ａ社での被保険者期間が昭和 38 年２月１日から同年４月 11 日となっていたが、昭和 40 年１月ごろまで働いており、厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

申立期間②において、昭和 49 年５月１日から同年７月１日まで、Ｂ社で妻と一緒に働いており、その妻に、被保険者記録はあるが、自分には、被保険者記録が無いことは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①について、申立人とほぼ同時期に申立事業所の厚生年金保険被保険者資格を有する 10 人に照会したところ、回答があった７人のうち、６人は申立人のことを知らないとし、当時、配車係の担当者であった１人には申立人の名前に覚えがあるものの、運送先等は別の事務員を通じての指示であり、申立人には直接指示していないとしており、申立人の申立事業所における勤務形態及び厚生年金保険の加入等については分からないとしている。

また、申立人が申立期間①について、申立事業所から名義を借りて自己所有の配送車により営業を行い、この間、申立事業所に名義料と合わせて厚生年金保険料を納付したとしていることについて、申立事業所の代表取締役であった２人は、申立事業所においては名義の貸借は行われていたが、厚生年金保険の加入等については分からないとしている。

さらに、申立人は、厚生年金保険料額等についての具体的な記憶は無く、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事

記録及び賃金台帳等も確認できない。

2　申立期間②について、申立人とほぼ同時期に申立事業所の厚生年金保険被保険者資格を有する６人に照会したところ、全員が申立人のことを知らないとしている。また、元役員で、社会保険等の事務を担当していた者によれば、「当時は運転手を雇用する場合、３か月間程度の試用期間を設けていた記憶があり、申立人は試用期間を経過する前に退職したかもしれない。」としており、申立人の申立事業所における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間②当時、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことの明確な記憶は無く、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び賃金台帳等の書類も確認できない。

3　このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金　事案 1147

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年　月 日　：　昭和 24 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　昭和 43 年３月 21 日から 44 年４月１日まで

私は、前事業所を退職後間もなく、A社に正社員として入社し、健康飲料の配達と営業の業務に従事していた。同社には、約１年間勤務したと記憶しているが、厚生年金保険の記録が３か月弱しかなく、勤務期間と相違していることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所と思われる事業所において、申立事業所における厚生年金保険の被保険者期間とほぼ一致する昭和 42 年 12 月 21 日から 43 年３月 20 日までの雇用保険の加入記録が確認できるものの、申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。また、同僚の供述からも申立事業所に勤務していたことは推認できるが、勤務期間を特定することはできず、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除されていたことに関する具体的な記憶が明らかでない上、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立事業所に係る被保険者の資格喪失日は昭和 43 年３月 21 日、健康保険証を社会保険事務所（当時）に返納したことを意味する「43．４．12　証返納済」の押印が確認できる。

加えて、申立事業所は既に解散しており、申立期間当時の代表者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金　事案 1148

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 11 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 31 年１月 31 日から 32 年２月 11 日まで

私は、昭和 30 年１月 21 日に自動車運転免許を取得した１年後の 31 年１月 31 日にＡ社に運転手として入社した。過去４社に勤務したが、退職から次の就職まで長くても１週間で就職しており、１年間も空いていることが理解できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人の記憶及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が名を挙げた同僚及びオンライン記録において申立事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日が申立人と同日の昭和 32 年２月 11 日である同僚等 10 人に照会したところ、回答のあった８人中６人の資格取得日は、自身が記憶する入社時期より期間の長短（２か月から 23 か月）はあるものの後であることが確認できる。

また、「申立事業所は当時、３か月間の試用期間を設けていたと先輩から聞いたことがある。」、「申立事業所は当時、専務が一人でいろいろなことを決めていたので運転手の厚生年金保険の加入時期にもバラツキがあったのではないか。」との同僚の供述もあることから、申立事業所は、従業員の入社後すぐには厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立事業所の後継事業所は、「申立事業所に係る人事記録、賃金台帳等は引き継いでおらず、保管場所も不明である。」としており、申立人の厚生年金保険の適用について、確認することができない。

このほか、申立人は、申立事業所における厚生年金保険料控除に係る記憶が明らかではなく、申立人が申立期間において保険料を事業主により給与から控

除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。